

【統計の概要】

1 統計の目的

食料供給に関係する各種産業の経済活動を数量的に把握し、我が国の全経済活動における位置付けを明らかにするとともに他産業と比較すること等を目的としている。

2 統計の沿革

昭和 27 年度：「農業及び農家の社会勘定」として作成開始

昭和 61 年度：「農業・食料関連産業の経済計算」として、農業や農家に限らず食料に関する関連産業を包含する形に改定

平成 15 年度：食品製造業の内訳を表章項目に追加

平成 27 年：平成 23 年基準に改定し、推計期間を年度から暦年に変更

令和元年：平成 27 年基準に改定

3 統計の作成方法

本統計は、①農林漁業及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門を生産と投資の両面から捉えた「農業の経済計算」、③食品製造業部門の内訳を表した「食品製造業の経済計算」から構成されており、「産業連関表」及び「国民経済計算」の考え方に準拠し、食料供給に関係する経済活動をそれぞれ経済計算体系に整理している。

なお、本統計では「産業連関表」に準拠し経済活動を商品ベースで捉えており、食料供給に関係する各種産業が生産する品目（輸入原材料を用いて国内で生産された品目を含む。）（具体的には別表 1～3 を参照）を対象としている。このため、事業所ベース（事業所が主として行う経済活動による分類）で経済活動を捉えている「国民経済計算」とは、表章上同一の産業であっても推計対象が異なる。例えば、本統計では、農業経営体が生産する加工食品は、農業ではなく食品製造業に計上している。

推計に当たってはおおむね 5 年ごとに作成される「産業連関表」を基準（ベンチマーク）とし、中間年（産業連関表が作成されている年次以外の年次）については、関連する各種統計の推移から推計している。なお、最新の「産業連関表」が公表された際には当該「産業連関表」に基づいて基準改定を行い、遡及して再推計している。

4 用語の解説

(1) 国内生産額

財については各品目の生産量に生産者価格（消費税を含む。）を乗じて算出した額又は工場出荷額を、サービスについては売上高等（ただし、関連流通業については商業マージン及び国内貨物運賃）を、公共事業については事業費（土地取得及び用地補償にかかる分を除く。）を計上。

(2) 国内総生産

「国内生産額－中間投入」であり、「付加価値額」に相当し、「GDP (Gross Domestic Product)」に対応する概念（中間投入とは、生産のために投入された財・サービスの費用を

いう。)。中間投入について、「産業連関表」の作成の対象となっている基準年については、「産業連関表」の中間投入及び付加価値率（ただし、最新の「産業連関表」の概念に調整）から、中間年については、「産業連関表」を基準とし「農業経営統計調査」（農林水産省）や「工業統計調査」（経済産業省）等における基準年から中間年までの推移から推計。

(3) 農業生産額

農業の国内生産額である。すなわち、農業生産活動の結果得られた生産物を生産者価格（販売金額からその出荷・販売に要した経費を控除した価格）で評価した額に、総務省「日本標準産業分類」等に準じて農業サービス（稲作共同育苗、青果物共同選果等）の売上高等を合計した数値であり、いわば広義の農業の国内生産額を表している。

なお、農業サービス及び種苗、飼料作物等の中間生産物を含み、加工農産物を含まないという点で、「生産農業所得統計」における「農業総産出額」とは推計対象が異なる。

(4) 中間投入（農業）

農業生産に投入された財・サービスの費用である。具体的には、種苗（畜産動物の種付け料及びもと畜費を含む。）、肥料、飼料、農薬・医薬品、農機具修繕（小農具の購入及び農用自動車の修繕を含む。）、農用建物修繕、光熱動力、賃借料・料金等のサービス、その他諸資材等の諸経費であり、購入、自給のいかんを問わない。

(5) 農業総生産

「農業生産額－中間投入」であり、「付加価値額」に相当する。

(6) 固定資本減耗

建物、農機具等の固定資産について、通常の使用に基づく価値減耗（減価償却）及び資本偶発損を評価した額である。

(7) 間接税

財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものであり、消費税、自動車重量税、固定資産税等が該当する。

(8) 経常補助金

産業に対して支払われるものであること、産業の経常費用を賄うために交付されるものであること、財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであることの3つの条件を満たす経常交付金を範囲とする（ただし、生産額に含まれているものは除く。）。

なお、生産者が、金融機関から融資を受ける際に、政府が利子の一部を負担する「利子補給金」として補給される補助金は、国民経済計算の概念に合わせ金融業への補助金として取り扱い、農業への補助金とはみなさない。

(9) 農業純生産

「農業総生産－（固定資本減耗＋間接税－経常補助金）」であり、概念上、「雇用者所得」及び「営業余剰」の合計で、家族労働（経営主を含む。）に係る所得もこれに含まれている（「概念図」参照）。

なお、農業サービス及び種苗、飼料作物等の中間生産物を含み、加工農産物を含まないという点で、「生産農業所得統計」における「生産農業所得」とは、概念及び推計の方法が異なる。

(10) 農産物の販売

農業経営体から農業経営体以外へ販売された農産物の価額であり、食用として自家消費されたものも含まれている（農業経営体から農業経営体へ販売された財・サービスの額は次の「(11) 中間生産物等」に含まれる。）。

(11) 中間生産物等

農業に（再）投入された財・サービス（種子、農業サービス等）の価額である。

(12) 動植物の成長

資産動物（乳用牛）の成長増加分及び果樹、茶等資産植物の成長増加分の評価額である。

(13) 農産物の在庫純増

未処分農産物の物量的増減を期中平均価格で評価したものである。

(14) 農業総資本形成

国民経済計算における総資本形成に対応するもので、「農業総固定資本形成」と「在庫純増」からなっている。

(15) 農業総固定資本形成

農業生産のため新規に取得した固定資本及び既存の固定資本に付加される価値額であり、「土地改良」、「農業用建物」、「農機具」、「動植物の成長」からなっている。

(16) 土地改良

圃場整備、かん排水、農用地造成等のための投資額である。

(17) 農業用建物

農業用建物の取得及び大規模な増・改築のための投資額である。

(18) 農機具

農業機械及び自動車の農用分（中古品を含む。）の取得並びに大規模修繕、研究開発のための投資額である。

(19) 在庫純増

(13)と農業資材（農機具を除く。）の物量的増減を期中平均価格で評価したものである。

5 利用上の注意

(1) 基準改定等（過年次の数値の再推計）について

おおむね5年ごとに「産業連関表」が公表されるたびに基準改定を行っている。令和元年度の公表において、平成27年「産業連関表」をベースに基準改定を行い、過年次についても再推計を行った。

したがって、平成30年以前の数値を利用する場合であっても平成27年基準により作成した数値を利用されたい。

(2) 概算値について

最新の年次の数値は概算値である。なお、確定値は、新たに利用可能となった基礎統計を反映させて、再推計を行い、1年後に翌年の概算値と併せて公表する。

(3) 統計数値について

表章単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

6 利活用事例

食料・農業・農村白書等において、農業・食料関連産業の動向等を把握するための指標として利用されているほか、農業・食料関連産業に係る政策の検討に利用されている。

7 その他

- (1) この資料の令和3年の数値は概算値である。確定値は令和4年の概算値と併せて令和6年3月に公表する予定である。また、令和2年の数値は、令和4年3月29日に公表した概算値を確定値に更新している。

令和元年以前の数値は確定値として公表済であるが、推計に用いた統計（漁業産出額）に修正があったことから、平成28年から令和元年の農業・食料関連産業、農林漁業及び漁業に係る国内生産額及び国内総生産の数値を修正している。

なお、国内生産額及び国内総生産の（参考）全経済活動のうち、平成30年、令和元年及び令和2年の数値については、内閣府「国民経済計算」において更新されている。

- (2) この統計のデータについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「農業・食料関連産業の経済計算」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/keizai_keisan/index.html#y 】

8 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 統計企画管理官 統計解析室

電話：（代表） 03-3502-8111 内線 3580

（直通） 03-3502-5631

別表１ 「農業及び食料関連産業の経済計算」の推計範囲

区 分		対応する平成27年（2015年） 産業連関表・基本分類（行）	品 目 名
農 林 漁 業	農 業	「別表２ 「農業の経済計算」の推計範囲」を参照	
	林 業 （特用林産物）	特用林産物（狩猟業を含む。）のうち食用分	きのこ類（しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、まつたけ等）、その他食用特用林産物（山林原野で採取したくり・くるみ・山菜・薬草、野生鳥獣）
	漁 業	海面漁業、海面養殖業のうち食用分、内水面漁業・養殖業のうち食用分	魚類、えび類、かに類、貝類、いか類、海藻類、種苗、養殖魚種の在庫増減等
関 係 製 造 業	食 品 製 造 業	「別表３ 「食品製造業の経済計算」の推計範囲」を参照	
	資 材 供 給 産 業	製氷、飼料、有機質肥料（別掲を除く。）、網・網、化学肥料、農薬、刃物・道具類のうち農業用器具	製氷、飼料（配合飼料、ペット用飼料、単体飼料）、有機質肥料、漁網、化学肥料（窒素質・りん酸質肥料、複合肥料等）、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤等）、農業用器具（くわ、すき、かま、農業用はさみ等）
関 連 投 資		農業用機械、食品機械・同装置、鋼船のうち漁船、その他の船舶のうち漁船、河川・下水道・その他の公共事業のうち漁港・沿岸漁場整備、農林関係公共事業のうち土地改良	農業用機械（動力耕うん機、農業用トラクタ、噴霧器、田植機、農業用乾燥機、コンバイン、飼料機器、農業用機械の部分品等）、食品機械・同装置（穀物処理機械、製パン・製菓機械、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械、肉製品・水産製品製造機械、食品機械の部分品等）、漁船、漁港・沿岸漁場整備、土地改良
関 連 流 通 業		上記産業の商品（輸入を含む。）の取引に伴う商業マージン（卸売、小売）及び国内貨物運賃（鉄道貨物輸送、道路貨物輸送、沿海・内水面貨物輸送、港湾運送、国内航空貨物輸送、貨物利用運送、倉庫）	
外 食 産 業		飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス等

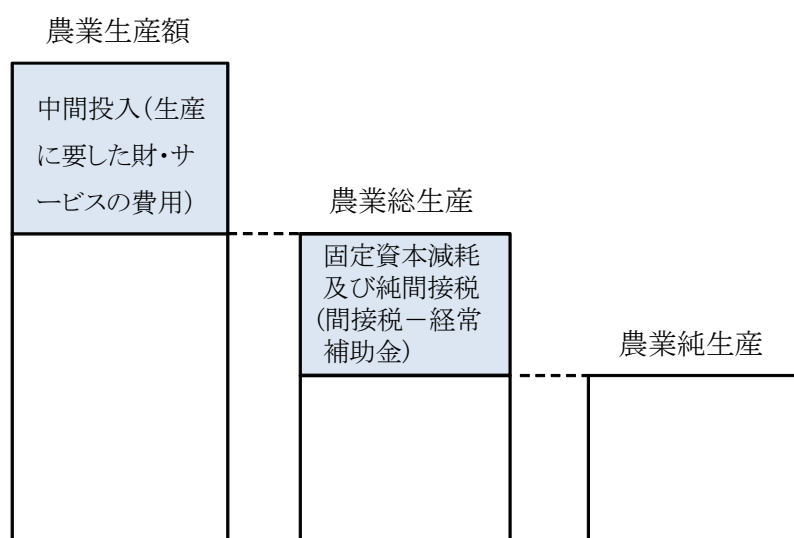
別表２ 「農業の経済計算」の推計範囲

区 分		対応する平成27年（2015年） 産業連関表・基本分類（行）	品 目 名
耕 種	米	米、稲わら	玄米（非食用を含む。）、くず米、稲わら
	麦 類	小麦、大麦	小麦、六条大麦、二条大麦、裸麦
	い も 類	かんしょ、ばれいしょ	かんしょ、ばれいしょ
	豆 類	大豆、その他の豆類	大豆、いんげん豆、小豆、らっかせい、その他の豆類
	野 菜	野菜	かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、メロン、すいか、なす、トマト、いちご、さやえんどう、スイートコーン、えだまめ、さやいんげん、その他の果菜類、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、アスパラガス、ふき、たけのこ、ちんげんさい、もやし、その他の葉茎菜類、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、その他の根菜類
	果 実	果実	みかん、その他のかんきつ、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パインアップル、その他の果実、果実の植物成長
	その他の食用耕種	砂糖原料作物、その他の飲料用作物、雑穀、他に分類されない食用耕種作物	さとうきび、てんさい、茶（生葉）、ホップ、なたね、その他の油糧作物、こんにゃくいも、茶の植物成長
畜 産	非 食 用 耕 種	飼料作物、種苗、花き・花木類、葉たばこ、他に分類されない非食用耕種作物	飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし等）、種子・苗、球根類、苗木類（花木）、切り花類、鉢物類、花木（成木）、花き苗類、その他の花き・花木類、葉たばこ、い、その他の非食用耕種作物
	酪 農	生乳、その他の酪農生産物	生乳、乳子牛（と畜向け）、乳子牛（肉用肥育向け）、乳廃牛、乳子牛（搾乳向け）の成長、きゅう肥
	肉 用 牛	肉用牛	と畜向け肉用牛、肥育向け子畜、きゅう肥
	豚	豚	豚、肥育向け子畜、きゅう肥
	鶏 卵	鶏卵	鶏卵、廃鶏、不正常卵、鶏ふん
	肉 鶏	肉鶏	肉鶏、鶏ふん
	そ の 他 の 畜 産	その他の畜産	羊毛、馬、軽種馬、繭、やぎ、めん羊、はちみつ、うずらの卵、きゅう肥、その他の畜産
農 業 サ ー ビ ス		獣医業、農業サービス（獣医業を除く。）	獣医業、共同乾燥施設（カントリーエレベーター、ライスセンター）、土地改良区、航空防除、青果物共同選果場、稲作共同育苗事業、種付業、ふ卵業、その他の農業サービス

別表3 「食品製造業の経済計算」の推計範囲

区 分		対応する平成27年（2015年） 産業連関表・基本分類（行）	品 目 名
食 肉		牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉、 と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）	牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他の食肉、 原皮、その他のと畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）
畜産食料品	酪農品	飲用牛乳、乳製品	牛乳、加工乳、乳飲料、乳酸菌飲料、発酵乳、粉乳、れん乳、バター、チーズ、クリーム、アイスクリーム類
	その他の畜産食料品	その他の畜産食料品	肉加工品（ハム、ベーコン、ソーセージ等）、食肉びん・かん詰、その他の畜産食料品
食水産品	冷凍魚介類	冷凍魚介類	冷凍魚介類、副産物
	その他の水産食料品	塩・干・くん製品、水産びん・かん詰、ねり製品、その他の水産食料品	塩干・塩蔵品、素干・煮干、水産びん・かん詰、ねり製品、海藻加工品、その他の水産食料品、副産物
精製粉・	精 穀	精米、その他の精穀	精米、精麦、精米・精麦かす
	製 粉	小麦粉、その他の製粉	小麦粉、その他の製粉
めん・菓子パン類	め ん 類	めん類	生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ
	パ ン 類	パン類	食パン、菓子パン、その他のパン
	菓 子 類	菓子類	菓子、冷凍菓子、ココア製品、原料用チョコレート類、氷菓
農産保存食料品		農産保存食料品	果実びん・かん詰、野菜びん・かん詰、ジャムびん・かん詰、原料濃縮果汁、野菜・果実漬物、冷凍野菜・果実、その他の農産保存食料品
砂糖・油脂・調味料類	糖 類 ・ で ん 粉	精製糖、その他の砂糖・副産物、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖	精製糖、その他の砂糖・副産物（含みつ糖、糖みつ、ビートパルプ）、でん粉、でん粉かす、ぶどう糖、水あめ、異性化糖
	動植物油脂	植物油脂、動物油脂、加工油脂、植物原油かす	大豆油、なたね油、米ぬか油、ごま油、その他の食用植物油脂、非食用植物油脂、牛脂、豚脂、魚油、その他の動物油、マーガリン、ファットスプレッド、ショートニング、その他の食用加工油脂、植物原油かす
	調 味 料	調味料	味そ、しょう油・食用アミノ酸、ソース、香辛料、ルウ類、グルタミン酸ナトリウム、その他の調味料
その他の食料品の	冷凍調理食品	冷凍調理食品	冷凍調理食品
	レトルト食品	レトルト食品	レトルト食品
	そう菜・すし・弁当	そう菜・すし・弁当	そう菜、すし・弁当
	その他の食料品	その他の食料品	豆腐・油揚げ類、凍豆腐、納豆、あん類、調理特殊かん詰、植物たん白、イースト、こうじ・種こうじ・麦芽、ふ・焼ふ、切餅・包装餅、栄養補助食品（錠剤・カプセル等の形状のもの）、その他の食料品
酒 類		清酒、ビール類、ウイスキー類、その他の酒類	清酒、みりん、ビール、発泡酒、ウイスキー、ブランデー、合成清酒、しょうちゅう、果実酒類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒、添加用アルコール、副産物
その他の料飲	茶・コーヒー	茶・コーヒー	緑茶、その他の茶、コーヒー
	清涼飲料	清涼飲料	炭酸飲料、果実飲料、トマトジュース、その他の野菜ジュース、茶系飲料、コーヒー飲料、ミネラル・ウォーター、スポーツ・機能性飲料、その他の清涼飲料
た ば こ		たばこ	たばこ

【概念図】



農業生産額： 農業生産活動の結果得られた生産物を生産者価格（販売金額からその出荷・販売に要した経費を控除した価格）で評価した額及び農業サービス（稲作共同育苗、青果物共同選果等）の売上高等の合計であり、農業サービス及び種苗、飼料作物等の中間生産物を含み、加工農産物を含まないという点で、「生産農業所得統計」における「農業総産出額」とは推計対象が異なる。

農業総生産： 農業生産額－中間投入（生産に要した財・サービスの費用）であり、付加価値額に相当する。

農業純生産： 「農業総生産－（固定資本減耗＋間接税－経常補助金）」であり、概念上、「雇用者所得」及び「営業余剰」の合計で、家族労働に係る農業所得もこれに含まれている。